

令和7年9月4日

尾瀬国立公園 Instagram 運用規則

関東地方環境事務所国立公園課

本規則は、Instagram の尾瀬国立公園 Instagram (https://www.instagram.com/oze_nationalpark/) に投稿を行うアカウントの運用に関する事務的な手続きについて定める。

1 名称

尾瀬国立公園 Instagram のアカウントは、名前を「尾瀬国立公園」、ユーザー名を「@oze_nationalpark」とし、政府機関として登録する。

なお、尾瀬国立公園 Instagram が環境省の運用するソーシャルメディアであることは、尾瀬国立公園 Instagram の表示上に「環境省」を含めることで利用者に明示するとともに、環境省 HP 上に当該ソーシャルメディアの利用及び尾瀬国立公園 Instagram の URL (URL 短縮サービスは利用しない) を記載する。

2 投稿内容

(1) 発信する情報

- ア 尾瀬国立公園の魅力を伝える記事、写真並びにこれに付随する情報
- イ 尾瀬国立公園の雄大な自然景観や動植物
- ウ 尾瀬国立公園に関する食や文化、人々の暮らし

(2) 投稿内容についての注意事項

- ア 投稿内容には以下の内容を含まないこと
 - ・要機密情報
 - ・政策判断を要する内容
 - ・報道発表と連動した内容
 - ・その他、確認が必要と考えられる内容
- イ 投稿する写真等については、「顔、名札等の容易に個人が特定できるような画像」「要機密情報を含む文書、書類等の映り込み」等がないことを

事前に確認すること（ただし、掲載について御本人様の事前承諾を頂いている場合を除く。事前確認は書面で残すことが望まれる。）

- ウ 写真の解像度等については、不必要に高精細（高画質）にならないよう、投稿前に適切に調整すること
- エ 盜掘等が懸念される希少な動植物については、位置情報を掲載しない等配慮すること

3 投稿担当

檜枝岐自然保護官事務所又は片品自然保護官事務所の担当職員（以下、「担当者」という）が投稿を行うことを基本とする。

4 投稿頻度

月1回程度の投稿を基本とする。

5 投稿フロー

＜別紙1＞のとおりとする。

担当者は、本運用規則及び「尾瀬国立公園 Instagram 運用方針」（以下、「運用方針」という。）の「5 利用者による不適切な書き込みの削除等」に準じて、投稿文書に不適切な内容が含まれないことを複数の担当者により確認し、利用責任者の了承を得て投稿する。

ただし、政策判断を要する内容、報道発表と連動した内容及びその他、確認が必要と考えられる内容が含まれない場合においては、利用責任者から指定を受けた管理者に了承を得て投稿する。

なお、投稿は環境省内において適切な情報セキュリティ対策が実施された業務用端末を用いて行う。

6 利用者による書き込みに対する対応

ア 利用者による書き込みへの返信は、原則として行わないが、必要に応じて担当者が行う。ただし、返信文面に不適切な内容が含まれないことを複数の担当者により確認し、管理者又は利用責任者に了承を得て返信する。

イ 運用方針「5 利用者による不適切な書き込みの削除等」及び Instagram が定める各種ガイドラインに基づき、担当者が必要に応じて速やかに利用者による書き込みの削除等を行う。

ウ 運用方針「5 利用者による不適切な書き込みの削除等」及び Instagram が定める各種ガイドラインに基づき、担当者が必要に応じて隨時、Instagram に対し異議申立てを行う。

7 フォロー・シェア

他アカウントについて、行政機関、もしくはそれに準じた機関等が運用しているアカウント、その他必要があると認められる場合にフォローすることができる。

また、他アカウントの投稿内容について、運用方針「2 基本方針」に準じた内容であればシェアすることができる。

いずれの場合も、管理者又は利用責任者の了承を得ることとする。

8. 管理者

管理者は、利用責任者から指定された片品自然保護官事務所の自然保護官及び檜枝岐自然保護官事務所の国立公園管理官（利用担当）とする。管理者は、担当者が安全に利用するよう管理する。

9. 利用責任者

利用責任者は、関東地方環境事務所長の任命を受け、関東地方環境事務所国立公園課長とする。利用責任者は管理者が当該サービスを適切に運用するよう監督する。

10. アカウントの管理およびパスワードの設定

- (1) 担当者は、本運用規則に準じて、ポリシー等の規定を遵守し、利用するサービスの規定・要求を満たすよう、当該アカウントの管理を行う。
- (2) パスワードは、利用するサービスの規定・要求に基づき、推測され易いものを避けて設定し、第三者に知られないよう管理し、必要に応じ変更する。
- (3) 担当者に異動があった場合は、速やかに新しい担当者がパスワードを変更する。

11. 情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制

＜別紙2＞のとおりとする。

担当者は、情報セキュリティインシデントの可能性を認知した場合は、大臣官房総務課環境情報室（環境省 CSIRT）に報告し指示に従うこととともに、情報セキュリティ責任者（関東地方環境事務所長）、課室情報セキュリティ責任者（関東地方環境事務所国立公園課長）及び関東地方環境事務所総務課に報告する。

情報セキュリティインシデントの対処が完了した場合は、大臣官房総務課

環境情報室（環境省 CSIRT）、情報セキュリティ責任者（関東地方環境事務所長）、課室情報セキュリティ責任者（関東地方環境事務所国立公園課長）及び関東地方環境事務所総務課に報告するとともに、再発防止や対処手順、体勢等の見直しを実施する。

事情の変化が生じた場合は連絡体制を更新することとし、連絡体制記載の関係者に周知する。

なお、インシデント発生時には、大臣官房総務課環境情報室（環境省 CSIRT）の指示に従うとともに、以下の事象については当課が対処する。

（1）なりすましや不正アクセスを確認した際は、環境省 HP にて、なりすましアカウントが存在することや当該ソーシャルメディアを利用していないこと等の周知を行い、また、信用できる機関やメディアを通じて注意喚起を行う。

（2）アカウント乗っ取りを確認した場合には、被害を最小限にするため、ログインパスワードの変更やアカウントの停止を速やかに実施し、環境省 HP で周知を行う。

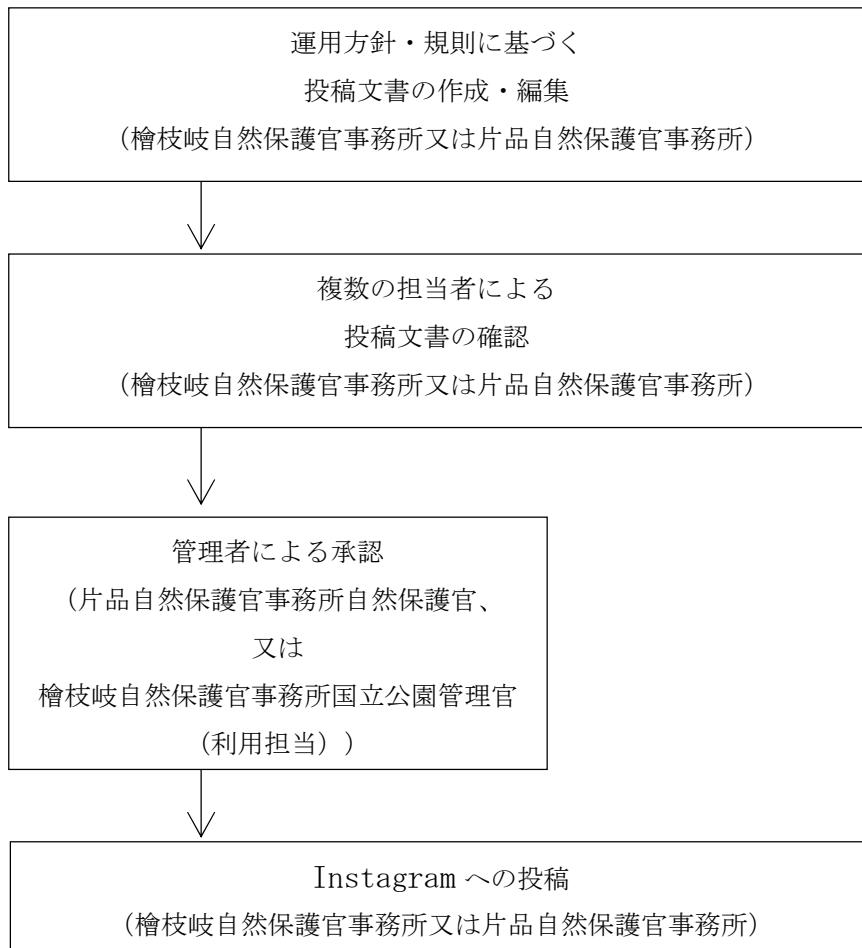
12. 利用の終了

投稿予定がなくなり、当該サービスの利用が不要になった場合には、情報漏洩の防止、セキュリティを確保するため、速やかに配信に関わる情報の削除等必要な措置を実施するとともに、当該アカウント削除等の終了手続を適切に行うこと。

13. その他の運用規則

基本的に運用方針及び尾瀬国立公園 Instagram 運用方針に準拠する。これらに該当しない事項は、利用責任者と協議して運用する。

<別紙1> 投稿フロー



<別紙2> 情報セキュリティインシデント発生時における連絡体制

